

# 認定医制度申請症例に関する資料の作成基準および送付方法

☆ 症例報告書等の作成は、

『歯周病専門用語集 2006(日本歯周病学会編)』

『歯周病の診断と治療の指針 2007(日本歯周病学会編)』

『歯周病患者におけるインプラント治療の指針 2008(日本歯周病学会編)』

『歯周病の検査・診断・治療計画の指針 2008(日本歯周病学会編)』

『糖尿病患者に対する歯周治療ガイドライン(日本歯周病学会発行)』

に準じた用語を用いること

## 1 症例選択基準

- (1) 歯周疾患患者の基本的な歯周外科処置(フラップ手術等)を行った1例を提示する
- (2) 中等度以上(歯周ポケット4mm以上の部位が30%以上、かつ6mm以上の歯周ポケットが3か所以上存在していること)の侵襲性歯周炎もしくは慢性歯周炎の症例
- (3) 症例はメンテナンスまたはサポータティブペリオドンタルセラピー(SPT)(歯周治療終了後6か月以上経過)まで進んでいること
- (4) 厚労省未承認の材料などを適用した症例は認めない

## 2 資料作成基準

- (1) 初診時資料
  - ① 口腔内写真：正面像，左右側面像，口蓋面像，舌側面像の5枚以上。歯肉，歯槽粘膜の状態が十分に判別できること
  - ② X線写真：全顎10枚法以上のデンタルX線写真 インプラント治療などを行っている場合はオルソパントモなどの資料を添付することが望ましい
- (2) 術中資料
  - ① 歯周外科治療の術式が分かる術中写真を添付する
  - ② 治療内容を強調する部位については写真を添付する
- (3) メンテナンスまたはSPT時資料(歯周治療終了後6ヶ月以上経過しているもの)
  - ① 口腔内写真：正面像，左右側面像，口蓋面像，舌側面像の5枚以上で，歯肉，歯槽粘膜の状態が十分に判別できること  
義歯適用症例は，義歯装着時と義歯脱着時の双方の口腔内写真を添えること
  - ② X線写真：全顎10枚法以上のデンタルX線写真

### 3 資料整理および貼付方法等

- (1) 口腔内写真はL版に紙焼きにする  
左右側は歯周ポケット検査表およびX線写真の左右と一致させる  
X線写真は全額を一枚にして、原寸大以上の大きさに紙焼きする
- (2) 口腔内写真およびデンタルX線写真は市販の加除式アルバム(約32×30cm)1冊に貼付する  
表紙には自分の名を記すこと
- (3) 口腔内写真およびデンタルX線写真は、見開きの左ページに初診時、右ページにメンテナンスまたはSPT時の写真を貼る  
術中、あるいはそれ以外の写真はそのあとに貼付する
- (4) すべての資料に資料採取日を記入すること

### 4 送付方法

- (1) すべての症例の病歴および治療経過の記録用紙は日本歯周病学会のホームページからダウンロードした規定の様式(Word様式1~7, トータル8枚, 様式8 症例報告書)に入力記載し、申請書類とともに角2(A4)サイズの封筒に入れ、表に自分の名前を記入する
- (2) 「ゆうパック(書留)」または「宅配便」で各社の専用の袋を用いて送付すること  
申請書類郵送先：〒170-0003 東京都豊島区駒込1-43-9 駒込TSビル4階  
(財)口腔保健協会内 特定非営利活動法人日本歯周病学会歯周病認定医 係

日本歯周病学会認定医委員会 作成